

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」
(いわゆる「カジノ解禁推進法案」)につき慎重審理を求める会長声明

- 1 国際観光産業振興議員連盟（通称「IR議連」）に属する国会議員によって、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（以下「本法案」という。）が先の通常国会に提出され、秋の臨時国会へ向けて継続審議となっている。本法案は、カジノを含む特定複合観光施設区域の整備推進を目的とし、その為の関係諸法令を整備するための基本法的な性格を有するものとされ、「カジノを解禁する」という結論を定め、政府に対し関係法令の整備を行うことを義務付けるというものである。当地宮崎も、カジノ誘致に名乗りを上げている旨報じられている。

しかし、現行法上違法とされている賭博そのものであるカジノを合法化する正当な理由を見出すためには、依然として議論が十分であるとは言えず、現時点で本法案を容認することはできない。

- 2 本法案自体、カジノ解禁により確実に予想される弊害として、暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者の関与や犯罪の発生などの有害な影響を想定し、これらに対して「必要な措置を講ずる」としている（本法案第10条）。

実際、カジノを解禁している各国において、犯罪の増加は避けられていない。かかる犯罪の増加によって、地域風俗環境の悪化はもとより、公序良俗の乱れ、マネーロンダリングのおそれ、青少年への悪影響など深刻な弊害が生じている。

しかし、現時点においては具体的かつ有効な予防策及び解決策は何ら示されておらず、成立ありきで進められている感が否めない。

- 3 カジノ解禁により生ずる弊害の中でも、特に、ギャンブル依存症の問題は深刻である。既に日本においては競馬・競輪・競艇・パチンコなどのギャンブルが存在し、相当数のギャンブル依存症患者が発生している現実がある。依存症となった者が犯罪をおこなうことや、借金を繰り返して経済的に破綻するケースは実際に生じているのであり、カジノ解禁によって、徒にギャンブル依存症患者を増加させる懸念が強い。しかし、治療施設や相談機関の設置、社会的認知への取組みなど、ギャンブル依存症に対する予防や治療体制は不十分な状況である。かような状況において、ギャンブル依存症になる国民を増やすおそれの高いカジノを合法化する正当な理由は存在しない。

- 4 さらに、ギャンブルは社会問題となった多重債務問題の要因の一つにあげられる。総量規制や金利規制を定めた貸金業法改正やこれに伴い国が策定した多重債務問題改善プログラムなどの対策の結果、多重債務者数は大幅に減少し改善されてきた。しかし、カジノが解禁されれば、自殺者や犯罪の増加を招いた多重債務問題の再燃が、大いに危惧されるところである。

- 5 他方、カジノ解禁による経済効果が喧伝されているが、これに関する客観的な検証はなされておらず、むしろ経済効果が見込めないとの指摘もされているところである。即ち、カジノでの出費により多重債務に陥ったり、老後の資金等としての貯蓄が奪われることなどによる新たな経済的弱者や、増加するギャンブル依存症患者に対する対策等に要する社会的コストの発生も予想される。かかるカジノ解禁に伴う社会的コストを考慮すると、これを上回る経済効果が実際に発生するのか甚だ疑問である。
- 6 以上のとおり、本来、刑法によって違法とされている賭博そのものであるカジノを解禁する経済的観点からの合理性の検証が十分になされたとは言えず、むしろ、その弊害に対する懸念を未だ払拭できない状況である。当会としては、まずは、多面的な観点から検証を進めるべきと考えるのであって、国に対し、本法案について、より一層の慎重審理を求める次第である。

2014年（平成26年）9月24日

宮崎県弁護士会
会長 柏田 芳徳

